

佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土木製品保存処理業務委託仕様書

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土木製品保存処理業務委託（以下「業務」という。）に適用する。
- 第2条 業務における文化財調査の調査主体は佐賀県であり、受託者は佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室（以下「佐賀県」という。）の指示に基づいて出土木製品保存処理業務委託を実施する。
- 第3条 業務は文化財調査報告書作成に伴い、発掘調査によって出土した木製品の保存処理業務を行うものである。
- 第4条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第2章 基本事項

- 第6条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。
- 第7条 業務の実施にあたっては、佐賀県職員が段階毎に確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。

（業務管理者・技術者）

- 第8条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理者及び保存処理を行う技術者を定めること。
- 2 業務管理者は、学校教育法で定める大学で保存処理又はこれに類する専門課程を専攻し卒業又は修了した技術者、もしくは文化財保存処理関連業務従事5年以上又はこれと同等の能力を有すること。
- 3 各作業の技術者は、当該作業従事経験が概ね2年以上又はこれと同等の技術を有すること。
- 4 業務管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。
- 5 技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告すること。

（再委託）

- 第9条 受託者は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

（業務場所）

- 第10条 業務に係る全ての作業は受託者の作業所で行うこと。なお佐賀県の承諾を得ずに作業所の変更を行ってはならない。

第3章 作業概要

- 第11条 本業務の作業概要

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 業務名 | 佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土木製品保存処理業務委託 |
| (2) 業務場所 | 受託者の事業所 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月14日 |
| (4) 遺跡名 | 藤三郎屋敷遺跡 A区 F区 (TZR-A・F区) |

- (5) 業務内容 総点数 40 点（詳細は一覧表及び参考写真を参照）
- 近世の漆椀 10 点・櫛 5 点・折敷 3 点・位牌 8 点・鳥居形木製品 1 セット
 - ・木箱 1 セット・曲げ物 3 点・蝸燭形木製品 6 点・炎形木製品 1 点
 - ・下駄 1 点・ひょうたん 1 点の保存処理
 - 40 点の樹種同定
 - 漆椀 10 点の塗膜分析
 - 漆椀 10 点の蛍光 X 線分析

第 4 章 作業内容

第 1 2 条 漆椀・木製品の保存処理

- (1) 保存処理にあたっては、樹種同定分析を行うこと。
- (2) 保存処理工程は別紙のとおりである。
- (3) 保存処理後に納入する成果品は次のとおりとする。
 - ①保存処理完了遺物 一式
 - ②保存処理報告書 2 部
- (4) 保存処理報告書に含むべき内容
 - ① 対象遺物の一覧と処理前後法量
 - ② 処理前の記録写真・処理後の記録写真
 - ③ 処理前記録（遺物の状態等）
 - ④ 処理工程（工程写真を添付すること）
 - ⑤ 処理の期間、使用した薬剤等の種類、品名、使用条件
 - ⑥ 樹種同定分析結果（顕微鏡写真付き）
 - ⑦ 塗膜分析結果
 - ⑧ 保管・取扱い上の注意

第 5 章 点検

- 第 1 3 条 受託者は、第 5 条の規定による検査とは別に、各作業の終了時に佐賀県職員による点検を受け、修正を要する箇所はそのつど県の指示により修正する。状況によっては写真などをメールにて点検することもある。
- (2) 佐賀県職員による点検は、保存処理完了時の計 1 回以上実施する。なお点検の回数・時期は別途協議を行うものとする。

第 6 章 対象物の取扱い

- 第 1 4 条 受託者は、業務遂行にあたっては、対象遺物が貴重な文化財であることを認識し、毀損・滅失のないよう十分に留意するとともに、業務の着手時・点検・完了時における対象物件の運搬（佐賀県文化財調査研究資料室（神崎市神埼町 3 6 5 8 - 2）に保管）を自ら行うものとする。
- (2) 業務及び運搬に伴う事故については、受託者がその責任を負うこととし、修理・復元に要する費用は受託者が負担すること。

第 7 章 成果品

- 第 1 5 条 納入する成果品等は次のとおりとする。
- (1) 保存処理完了遺物 一式

- (2) 保存処理報告書 2部（詳細は第12条（4）を参照）
- (3) 保存処理時に撮影した各種写真や作成したデータ：DVD 又は HD 一式
- (4) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

（納品場所）

第16条 納品場所は、佐賀県の指示により定める。

第8章 その他

第17条 業務で生じた記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。